

1 吹田市新たな中学校部活動の在り方の策定

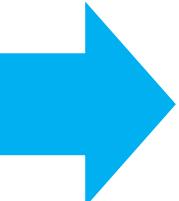
部活動については、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに様々な教育的意義を有してきました。しかし、今日、学校を含め社会全体で働き方改革が叫ばれる中、学校教育に求められる資質能力や教育内容が増加するとともに、社会状況の変化に伴い教育的ニーズが多様化・複雑化しており、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導内容を維持することは一層難しくなっています。

このような状況を開拓するため、本年8月19日に開催しました教育委員会会議において、「吹田市新たな中学校部活動の在り方」を策定しました。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン
(令和4年12月 文部科学省)

大阪府における部活動等の在り方に関する方針
(令和5年8月 大阪府・大阪府教育委員会)

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ
(令和7年5月)



吹田市 新たな中学校部活動の在り方
(吹田市教育委員会)

引き継ぎ生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会の保障を図る

- (1)活動ニーズが高く、その活動の受け皿となる地域の担い手が不足していることから、人材の募集・確保、専門的かつ適切な指導のための研修、部活動指導や試合引率・監督のマネジメントを一体的に行う民間事業者等に外部委託する
- (2)全ての生徒が市内で設置されている部活動に参加できる体制づくり、部員の減少に伴い大会・コンクール等に参加できなくなることのないよう参加保障に努める
- (3)活動日数について、休養日は平日に2日以上、土曜及び日曜日に1日以上の計3日以上を設定する。活動時間について、平日は1.5時間、土曜及び日曜日等休業日は3時間を限度とする(土曜日及び日曜日に実施しない部活動は、平日に振替ることができる) 令和9年4月1日から適用
- (4)外部委託による部活動運営のための費用が必要であるため、持続可能な活動となるよう、一定の受益者負担を求めるなど費用負担の在り方について引き継ぎ検討する必要がある
- (5)国や大阪府の動向ならびに関係室課との調整や実施計画・予算の手続等の進捗状況に応じて、見直し・改訂を行う